

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 北海道規則第79号

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立自然公園条例施行規則（昭和33年北海道規則第74号）の一部を次のように改正する。

第18条中第30項を第31項とし、第27項から第29項までを1項ずつ繰り下げ、同条第26項中「第24項第1号」を「第25項第1号」に改め、同項を同条第27項とし、同条中第25項を第26項とし、第12項から第24項までを1項ずつ繰り下げ、第11項の次に次の1項を加える。

12 条例第10条第4項第1号に掲げる行為（太陽光発電施設の新築、改築又は増築であって、土地に定着させるものに限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号、第10項第7号並びに前項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 第1項第2号から第4号までの規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

(2) 第4項第7号、第9号及び第10号並びに第10項第9号の規定の例によること。ただし、同一敷地内の太陽光発電施設の地上部分の水平投影面積の和が2,000平方メートル以下であって、次に掲げる基準のいずれかに適合する太陽光発電施設の新築、改築又は増築にあつては、この限りでない。

ア 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められること。

イ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。

ウ 農林漁業に付随して行われるものであること。

(3) 自然草地等内において行われるものでないこと。ただし、前号ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(4) 当該行為による土砂及び汚濁水の流出のおそれがないこと。

第34条第1号に次のように加える。

コ 太陽光発電施設 同一敷地内の地上部分の水平投影面積の和1,000平方メートル附則第3項中「第18条第14項及び第26項」を「第18条第15項及び第30項」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

## 目 次

### 規 則

- 北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則…………… (生物多様性保全課) 1
- 北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則  
…………… (地球温暖化対策室) 1
- 北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則…………… (水産経営課) 2

### 告 示

- 北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人の一部改正…………… (法制文書課) 2
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (道立病院室) 3
- 土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業施設管理課) 5
- 土地改良区連合の定款の変更の認可…………… (農業施設管理課) 5
- 道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課) 5
- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… (漁業管理課) 5
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課) 6
- 知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課) 6
- 宅地建物取引業者の事務所所在地の確知…………… (建築指導課) 6

### 総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 6

### 道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 8
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 8

### 道人事委員会告示

- へき地学校及びその級別の指定の一部改正…………… 9

## 規 則

北海道立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第80号

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（平成21年北海道規則第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号中「すべて」を「全て」に改め、同条第4号中「第11号」を「第12号」に改め、同号ア中「ものを」を「事業活動を」に、「同表の中欄」を「同欄」に改め、同号イ中「ものを」を「事業活動を」に、「同表の中欄」を「同欄」に、「21」を「25」に改め、同号ウ中「ものを」を「事業活動を」に、「同表の中欄」を「同欄」に、「310」を「298」に改め、同号エ中「ものを」を「事業活動を」に、「同表の中欄」を「同欄」に、「第16号」を「第22号」に改め、同号オ中「ものを」を「事業活動を」に、「同表の中欄」を「同欄」に、「第4条第17号」を「第4条第23号」に、「第23号」を「第31号」に、「同条第17号」を「同条第23号」に改め、同号カ中「ものを」を「事業活動を」に、「同表の中欄」を「同欄」に、「2万3,900」を「2万2,800」に改め、同号に次のように加える。

キ 温暖化対策推進法施行令別表第13の中欄に掲げる事業活動を行う者であって、同欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される三ふっ化窒素の道内における前年の1月1日から12月31日までの期間の排出量に1万7,200を乗じて得た量が3,000トン以上であるもの

### 附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- この規則による改正後の北海道地球温暖化防止対策条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第4号の規定（北海道地球温暖化防止対策条例（平成21年北海道条例第57号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書（同項に規定する事業者温室効果ガス削減等計画書をいう。以下同じ。）の提出に係る場合に限る。）は、平成28年度以降における同項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の提出について適用し、平成27年度における同項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の提出については、なお従前の例による。
- 改正後の規則第4条第4号の規定（条例第13条第4項の規定による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出に係る場合に限る。）は、条例第13条第1項の規定により平成28年度以降に提出される事業者温室効果ガス削減等計画書に係る同条第4項の規定による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出について適用し、同条第1項の規定により平成27年度以前に提出された事業者温室効果ガス削減等計画書に係る同条第4項の規定による変更後の事業者温室効果ガス削減等計画書の提出については、なお従前の例による。

- 改正後の規則第4条第4号の規定（条例第14条の規定による事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書（同条に規定する事業者温室効果ガス削減等計画実績報告書をいう。以下この項において同じ。）の提出に係る場合に限る。）は、条例第13条第1項の規定により平成28年度以降に提出される事業者温室効果ガス削減等計画書に係る条例第14条の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の実績報告書の提出について適用し、条例第13条第1項の規定により平成27年度以前に提出された事業者温室効果ガス削減等計画書に係る条例第14条の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書の実績報告書の提出については、なお従前の例による。
- 平成28年度における条例第13条第1項の規定による事業者温室効果ガス削減等計画書（地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン、同令第2条各号に掲げるパーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素に係るものに限る。）の提出に係る改正後の規則第4条第4号エ、オ及びキの規定の適用については、これらの規定中「前年の1月1日から12月31日まで」とあるのは、「前年の1月1日から12月31日まで又は平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」とする。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

## 北海道規則第81号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.4パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成27年8月19日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告

示

## 北海道告示第657号

平成20年北海道告示第752号（北海道個人情報保護条例により道が出資する法人のうち実施機関が定める法人）の一部を次のように改正する。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

「公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（平成9年6月27日に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構という名称で設立された法人をいう。）」を「公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構（平成9年6月27日に財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構という名称で設立された法人をいう。）」に改める。

」に改める。

北海道告示第658号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

1 落札に係る物品等の名称（1包装当たりの単価）及び調達予定数量

内服薬（ラコールNF配合経腸用液 360箱）ほか125品目

2 落札を決定した日

平成27年9月10日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 4の(1)から(32)まで

ア 氏名 株式会社スズケン

イ 住所 愛知県名古屋市中区東片端町8番地

(2) 4の(33)から(71)まで

ア 氏名 株式会社ほくやく

イ 住所 札幌市中央区北6条西16丁目1番地5

(3) 4の(72)から(113)まで

ア 氏名 株式会社モロオ

イ 住所 札幌市中央区北3条西15丁目1番50

(4) 4の(114)から(119)まで

ア 氏名 東邦薬品株式会社

イ 住所 東京都世田谷区代沢5丁目2番1号

(5) 4の(120)から(124)まで

ア 氏名 株式会社メディセオ

イ 住所 東京都中央区八重洲2丁目7番15号

(6) 4の(125)及び(126)

ア 氏名 株式会社恒和薬品

イ 住所 福島県郡山市喜久田町卸一丁目46番地1

4 落札金額

(1) ラコールNF配合経腸用液	3,546円
(2) エビリファイOD錠12mg	31,045円
(3) デパケンR錠200mg	16,195円
(4) ティーエスワン配合カプセルT20	30,322円
(5) タミフルカプセル75	2,820円
(6) ジャヌビア錠50mg	12,952円
(7) ラミクタール錠25mg	12,488円
(8) ジプレキサ錠10mg	420,000円
(9) ジプレキサザイデイス錠10mg	29,550円
(10) アミティーザカプセル24μg	14,300円
(11) エネーゴ配合経腸用液	3,765円
(12) ビーフリード輸液	8,166円
(13) ヘパリンNaロック用10単位/mLシリンジ「オーツカ」10mL	998円
(14) エルカルチンFF静注1000mg	8,649円
(15) ジェノトロピンゴークイック注用12mg	86,960円
(16) リプレガル点滴静注用3.5mg	326,180円
(17) アロキシ静注0.75mg	65,280円
(18) リュープリン注射用1.88mg	27,260円
(19) オキサロール注5μg	14,670円
(20) エスラックス静注50mg/5.0mL	9,610円
(21) ブリディオ静注200mg	91,400円
(22) メロベネム点滴静注用0.5g「明治」	6,868円
(23) ボトックス注用100単位	78,650円
(24) ヒューマトロブ注射用12mg 溶解液付	81,200円
(25) イオパーク350注50mL	16,620円
(26) グルカゴン注射用1単位「F」	1,548円
(27) グロウジェクトBC8mg	62,630円
(28) イオプロミド300注シリンジ100mL「FRI」	29,900円
(29) イオプロミド370注シリンジ100mL「FRI」	35,030円
(30) ゴラデックスLA10.8mgデポ	61,380円
(31) ゼプリオン水懸筋注75mgシリンジ	35,850円
(32) リスパダールコンスタ筋注用25mg	21,406円
(33) サムスカ錠7.5mg	30,880円

(34)	イメンドカプセルセット	10,580円
(35)	ロナセン散2%	63,050円
(36)	アジルバ錠20mg	12,800円
(37)	タケキャブ錠20mg	21,380円
(38)	セロクエル100mg錠	124,500円
(39)	サインバルタカプセル20mg	15,405円
(40)	インヴェガ錠6mg	41,210円
(41)	トラクリア錠62.5mg	246,000円
(42)	アルツデイスポ関節注25mg	12,180円
(43)	アルツデイスポ関節注25mg (ルアーロック付き)	12,180円
(44)	ネスブ注射液120 $\mu$ gプラシリンジ	18,050円
(45)	フルマリン静注用0.5g	8,680円
(46)	ハロマンズ注50mg	15,300円
(47)	ハロマンズ注100mg	24,340円
(48)	ファーストシン静注用1g	12,470円
(49)	アドセトリス点滴静注用50mg	422,500円
(50)	リュープリン注射用キット3.75mg	35,700円
(51)	リュープリンSR注射用キット11.25mg	62,760円
(52)	レミケード点滴静注用100	82,300円
(53)	リコモジュリン点滴静注用12800	35,890円
(54)	キンダリー透析剤3E	3,500円
(55)	サブラッド血液ろ過用補充液BSG	5,250円
(56)	タキソテール点滴静注用20mg	15,220円
(57)	プレセデックス静注液200mg「マルイシ」	23,180円
(58)	ファンガード点滴用50mg	59,907円
(59)	セファメジンA注射用1g	3,300円
(60)	エルプラット点滴静注液100mg	55,735円
(61)	ヘパリンNA透析用250単位/mLシリンジ20mL「ニプロ」	8,550円
(62)	カーミパック生理食塩液L	1,408円
(63)	Dドライ透析剤2.5S	4,710円
(64)	ゼプリオン水懸筋注100mgシリンジ	43,615円
(65)	ゼプリオン水懸筋注150mgシリンジ	57,480円
(66)	リスパダールコンスタ筋注用50mg	34,318円
(67)	ゾシン静注用4.5	23,500円
(68)	ゾシン配合点滴静注用バッグ4.5	29,330円

(69)	ハプトグロビン静注2000単位「ベネシス」	39,430円
(70)	献血ヴェノグロブリンIH5%静注2.5g/50mL	21,340円
(71)	ベンレステープ18mg	2,085円
(72)	エビリファイ錠12mg	155,100円
(73)	エビリファイOD錠24mg	58,990円
(74)	テネリア錠20mg	16,090円
(75)	ネキシウムカプセル20mg	13,830円
(76)	ロナセン錠4mg	130,950円
(77)	アレセンサカプセル40mg	156,860円
(78)	ラミクタール錠100mg	33,295円
(79)	ホスレノールチュアブル錠250mg	17,700円
(80)	イグザレルト錠10mg	34,410円
(81)	トラゼンタ錠5mg	16,250円
(82)	ジプレキサ細粒1%	41,320円
(83)	ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8mL	58,960円
(84)	エルネオパ1号輸液	13,000円
(85)	エルネオパ2号輸液	13,993円
(86)	ビーフリード輸液	5,600円
(87)	生食注シリンジ「オーツカ」10mL	998円
(88)	ラクテック注	2,762円
(89)	エビリファイ持続性水懸筋注用400mgシリンジ	41,660円
(90)	ネスブ注射液10 $\mu$ gプラシリンジ	22,100円
(91)	ネスブ注射液15 $\mu$ gプラシリンジ	31,310円
(92)	ネスブ注射液20 $\mu$ gプラシリンジ	39,915円
(93)	ネスブ注射液30 $\mu$ gプラシリンジ	56,985円
(94)	ネスブ注射液40 $\mu$ gプラシリンジ	71,194円
(95)	ネスブ注射液60 $\mu$ gプラシリンジ	10,167円
(96)	ネスブ注射液5 $\mu$ gプラシリンジ	12,076円
(97)	ランマーク皮下注120mg	41,520円
(98)	クラビット点滴静注バッグ500mg/100mL	47,490円
(99)	スロンノンHI注10mg/2mL	29,745円
(100)	ハンブ注射用1000	19,210円
(101)	フィニバック点滴静注用0.5g	14,660円
(102)	シグマート注48mg	38,100円
(103)	オキサロール注2.5 $\mu$ g	11,300円

(104)	ミルセラ注シリンジ50mg	11,389円
(105)	ミルセラ注シリンジ100mg	20,380円
(106)	ミルセラ注シリンジ150mg	28,660円
(107)	生理食塩液「ヒカリ」	998円
(108)	スルバシリン静注用1.5g	3,300円
(109)	アリムタ注射用500mg	165,890円
(110)	アリムタ注射用100mg	39,600円
(111)	ノルディトロピンフレックスプロ注10mg	87,000円
(112)	イナビル吸入粉末剤20mg	3,783円
(113)	タコシール組織接着用シート	54,390円
(114)	リーマス錠200	18,850円
(115)	生食溶解液キットH	1,436円
(116)	ボナロン点滴静注バッグ900mg	4,072円
(117)	オイパロミン150注200mL	4,364円
(118)	シナジス筋注液50mg	71,698円
(119)	シナジス筋注液100mg	141,934円
(120)	レグパラ錠25mg	48,500円
(121)	イントラリポス輸液20%	4,500円
(122)	アブラキサン点滴静注用100mg	52,200円
(123)	フルデカシン筋注25mg	6,900円
(124)	カーボスター透析剤・L	2,100円
(125)	注射用水PL「フソー」	2,928円
(126)	ベリプラストPコンビセット組織接着用	35,145円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の広告

平成27年7月28日付け北海道告示第537号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第659号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管理規程の概要
大雪土地改良区	オサラッペ川第3頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	オサラッペ川第4頭首工	同
同	比布川第2頭首工	同
同	越路頭首工	同
同	越路第1頭首工	同
同	越路第6頭首工	同
同	越路第7頭首工	同
同	美沢頭首工	同
同	日東第1頭首工	同
同	日東第2頭首工	同

北海道告示第660号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、平成27年9月16日、大雪土地改良区連合の定款の変更を認可した。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第661号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（女満別東部高台地区畑地帯総合整備【担い手支援型】（区画整理、暗渠排水、土層改良、農地保全））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成27年10月6日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第662号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
漁業取締船北王丸上架修理工事 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日

平成27年9月14日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名 稚内港湾施設株式会社  
(2) 住所 稚内市末広1丁目1番34号

4 随意契約に係る契約金額  
122,040,000円

5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約

6 随意契約によった理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課  
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

**北海道告示第663号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 小樽市（次の図に示す部分に限る。）  
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び小樽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第664号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻富士町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**北海道告示第665号**

次の宅地建物取引業者を宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第9号に基づき免許取消処分とするが、事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、その日をもって宅地建物取引業の免許を取り消す。

平成27年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 商号又は名称 有限会社オフィスハウスK  
2 代表者氏名 角田 三芳  
3 主たる事務所の所在地 札幌市中央区北5条西27丁目3番12号  
ネオアージュ円山301  
4 免許証番号 北海道知事免許 石狩(3)第6964号

**総合振興局告示及び振興局告示**

**北海道十勝総合振興局告示第92号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年10月2日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

地上配管セット6品目（高張力銅管、バンド、エンドキャップ、ハイドラントティー、ハイドラントオープナー及び町野付ボールレバー）一式 全184点

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期限 入札説明書による。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成27年10月2日から同年11月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目  
北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札書提出場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課需品係）

(2) 入札受付期間 平成27年11月5日から同月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで及び同年11月12日午前9時から午前11時まで（送付による場合は、同年11月12日午前11時までに必着）

(3) 開札場所 帯広市東3条南3丁目 北海道十勝合同庁舎4階 D会議室

(4) 開札日時 平成27年11月12日午後2時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課需品係

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局地域政策部総務課のホームページの入札等の情報（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課

(2) 所在地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目

(3) 電話番号 0155-27-8508

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : 6 items (Quick coupling pipes, Bend pipe for Quick coupling pipes, End Caps, Hydrant Tee, Hydrant Opener, Ball/Lever with Machino coupling) 1 set 184 in total
- B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., November 12, 2015  
(If mailed, bids must arrive no later than 11 : 00 A.M., November 12, 2015)
- C Contact : Administrative Division, Department of Regional Policy, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan  
Phone : 0155-27-8508

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁後志教育局告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成27年10月2日

北海道教育庁後志教育局長 武 田 信 吾

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借（一月当たりの単価） 42台分 一式
- 2 落札を決定した日  
平成27年8月31日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 富士通リース株式会社
  - (2) 住 所 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 4 落札金額  
130,734円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の告示  
平成27年7月31日付け北海道教育庁後志教育局告示第33号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
  - (2) 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道教育庁留萌教育局告示第17号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年10月2日

北海道教育庁留萌教育局長 齊 藤 和 利

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア パーソナルコンピューター等の賃貸借（北海道留萌千望高等学校78台分） 一式

イ パーソナルコンピューター等の賃貸借（北海道羽幌高等学校42台分） 一式

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 契 約 期 間

ア 平成28年1月18日から平成33年1月15日まで

イ 平成28年1月18日から平成34年1月17日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号、平成26年北海道告示第11号又は平成27年北海道告示第6号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

- ア 申請の時期 平成27年10月2日（金）から同月30日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2  
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所  
北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 留萌市住之江町2丁目1-2 北海道留萌合同庁舎4階 北海道教育庁留萌教育局会議室（送付による場合は、郵便番号077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室）
- (2) 入札日時
- ア 平成27年11月18日（水）午前10時
- イ 平成27年11月18日（水）午前11時  
（送付による場合は、同月17日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金  
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。  
なお、北海道教育庁留萌教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/rky/nyuusat/nyuusatukokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否  
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合  
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他

- 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道教育庁留萌教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2
- (3) 電話番号 0164-42-8764
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Lease of personal computer Hokkaido Rumoi Senbo High School 78 sets
- b Lease of personal computer Hokkaido Haboro High School 42 sets
- B Bid tendering date and time :
- a 10:00 A.M., November 18, 2015
- b 11:00 A.M., November 18, 2015  
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., November 17, 2015)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Rumoi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Suminoe-cho 2-chome 1-2, Rumoi, Hokkaido 077-8585 Japan  
Phone : 0164-42-8764

## 道 人 事 委 員 会 告 示

### 北海道人事委員会告示第8号

平成22年北海道人事委員会告示第1号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成27年8月24日から適用する。

平成27年10月2日

北海道人事委員会委員長 楯田 信知  
釧路総合振興局管内の項中「標茶町字熊牛原野」を「標茶町字熊牛原野15線西」に改める。